監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」の改正について

2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 701	監査基準報告書 701
独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告
2019 年 2 月 27 日	2019 年 2 月 27 日
改正 2021 年 1 月 14 日	改正 2021 年 1 月 14 日
改正 2021 年 6 月 8 日	改正 2021 年 6 月 8 日
改正 2021 年 8 月 19 日	改正 2021 年 8 月 19 日
改正 2022 年 6 月 16 日	改正 2022 年 6 月 16 日
改正 2022 年 10 月 13 日	改正 2022 年 10 月 13 日
改正 2023 年 1 月 12 日	<u>最終</u> 改正 2023 年 1 月 12 日
最終改正 2024 年 9 月 26 日	
日本公認会計士協会	日本公認会計士協会
監査・保証基準委員会	監査・保証基準委員会
(報告書:第33号)	(報告書:第33号)
(省 略)	(省 略)
Ⅲ 適用指針	Ⅲ 適用指針
(省 略)	(省 略)
3. 監査上の主要な検討事項の報告 A31	3. 監査上の主要な検討事項の報告A31
(1) 監査報告書における「監査上の主要な検討事項」区分 A31	(1) 監査報告書における「監査上の主要な検討事項」区分A31
(2) 個別の監査上の主要な検討事項の記載内容 A34	(2) 個別の監査上の主要な検討事項の記載内容A34
(3) 監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書において報告しない場合 A52	(3) 監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書において報告しない場合 A52
(4) その他の状況における「監査上の主要な検討事項」区分の様式及び内容 A57	(4) その他の状況における「監査上の主要な検討事項」区分の様式及び内容 <u>》</u> A57
(省 略)	(省 略)
《I 本報告書の範囲及び目的》	《I 本報告書の範囲及び目的》
(省 略)	(省 略)

新

《Ⅱ 要求事項》

(省 略)

《Ⅲ 適用指針》

《1. 本報告書の範囲》(第2項参照)

(省 略)

《監査上の主要な検討事項、監査意見及び監査報告書に記載されるその他の項目の関係》(第4項、 第11項及び第14項参照)

A5. 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」は、財務諸表に対する監査意見の形成に関する要求事項と指針を提供している(監基報 700 第 10 項から第 15 項及び A1 項から A15 項参照)。監査上の主要な検討事項の報告は、適用される財務報告の枠組みにより経営者に求められている財務諸表の表示及び注記事項、又は適正表示を達成するために必要な財務諸表の注記事項を代替するものではない。監査人が、財務諸表の表示及び注記事項の妥当性又は十分性に関して財務諸表に重要な虚偽表示が存在すると判断した状況については、監査基準報告書 705 において取り扱われている。

(省 略)

《2. 監査上の主要な検討事項の決定》 (第8項及び第9項参照)

(省 略)

《(1) 監査人が特に注意を払った事項》 (第8項参照)

(省 略)

- A15. 他の監査基準報告書では、監査人は、特定の事項について監査役等とのコミュニケーションやその他の者との討議を行うことが求められており、それらは監査人が特に注意を払う領域に関連することがある。例えば、以下が挙げられる。
- (1) 監査基準報告書 260 は、監査人に、監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況について監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている(監基報 260 第 16 項(2)及び A18 項参照)。困難な状況として、以下が他の監査基準報告書に例示されている。
- ・ 関連当事者取引、特に、取引の価格以外の全ての部分が独立第三者間取引と同等であるという監査証拠を監査人が入手するのは実務的に困難なことがある(監査基準報告書 550「関連当事者」の A41 項参照)。
- ・ グループ財務諸表の監査に対する制約、例えば、グループ監査人による人や情報へのアクセスが制限されていることがある(監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第57項(3)参照)。

(省 略)

《Ⅱ 要求事項》

(省 略)

旧

《Ⅲ 適用指針》

《1. 本報告書の範囲》(第2項参照)

(省 略)

《監査上の主要な検討事項、監査意見及び監査報告書に記載されるその他の項目の関係》(第4項、 第11項及び第14項参照)

A5. 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」は、財務諸表に対する監査意見の形成に関する要求事項と指針を提供している(監基報 700 第8項から第13項及び A1項から A15項参照)。監査上の主要な検討事項の報告は、適用される財務報告の枠組みにより経営者に求められている財務諸表の表示及び注記事項、又は適正表示を達成するために必要な財務諸表の注記事項を代替するものではない。監査人が、財務諸表の表示及び注記事項の妥当性又は十分性に関して財務諸表に重要な虚偽表示が存在すると判断した状況については、監査基準報告書 705 において取り扱われている。

(省 略)

《2. 監査上の主要な検討事項の決定》(第8項及び第9項参照)

(省 略)

《(1) 監査人が特に注意を払った事項》 (第8項参照)

(省 略)

- A15. 他の監査基準報告書では、監査人は、特定の事項について監査役等とのコミュニケーションやその他の者との討議を行うことが求められており、それらは監査人が特に注意を払う領域に関連することがある。例えば、以下が挙げられる。
- (1) 監査基準報告書 260 は、監査人に、監査期間中に困難な状況に直面した場合は、その状況について監査役等とコミュニケーションを行うことを求めている(監基報 260 第 14 項(2)及び A17 項参照)。困難な状況として、以下が他の監査基準報告書に例示されている。
 - ・ 関連当事者取引、特に、取引の価格以外の全ての部分が独立第三者間取引と同等であるという監査証拠を監査人が入手するのは実務的に困難なことがある(監査基準報告書 550「関連当事者」の A41 項参照)。
 - ・ グループ財務諸表の監査に対する制約、例えば、グループ監査人による人や情報へのアクセスが制限されていることがある(監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」第57項(3)参照)。

(省略)

新

《(2) 監査人が特に注意を払った事項の決定に関する検討》(第8項参照)

(省 略)

《特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域》(第8項(1) 参昭)

A19. 監査人は、識別された特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている(監基報 260 第 15 項参照)。また、監査人は、特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への監査人の対応について、監査役等とコミュニケーションを行うことがある(監基報 260 の A13 項参照)。

(省 略)

《見積りの不確実性の程度が高い会計上の見積りを含む、経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断》 (第8項(2)参照)

A23. 監査人は、会計方針、会計上の見積り及び財務諸表における表示及び注記事項を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものに関する監査人の見解について、監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている(監基報 260 第 16 項(1)参照)。多くの場合、これらの事項は重要な会計上の見積り及び関連する注記事項に関係し、監査人が特に注意を払った事項となる可能性が高く、また、特別な検討を必要とするリスクとしても識別されることがある。

(省 略)

《当年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響》 (第8項(3)参照)

A25. 財務諸表又は監査に重要な影響を与える事象又は取引は、監査人が特に注意を払った領域に該当することがある。例えば、関連当事者との重要な取引又は企業の通常の取引過程から外れた重要な取引若しくは通例でないと思われる重要な取引が財務諸表に与えている影響の程度について、経営者及び監査役等と監査の様々な段階において広範な協議を行うことがある(監基報 260 第 16 項(1)、(3)、(4)、A19 項及び付録 2 参照)。また、これらの取引は特別な検討を必要とするリスクとして識別されることがある。さらに、これらの取引の認識、測定、表示、又は注記事項に関して、経営者は困難又は複雑な判断を行うことがあり、監査の基本的な方針に重要な影響を与える可能性がある。

(省 略)

《4. 監査役等とのコミュニケーション》 (第 16 項参照)

A60. 監査基準報告書 260 第 22 項は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを適時に行うことを求めている。監査上の主要な検討事項に関するコミュニケーションの適切な時期は、業務の状況により様々である。しかしながら、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、通常、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケー

旧

《(2) 監査人が特に注意を払った事項の決定に関する検討》(第8項参照)

(省 略)

《特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域》(第8項(1) 参照)

A19. 監査人は、識別された特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている(監基報 260 第 13 項参照)。また、監査人は、特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への監査人の対応について、監査役等とコミュニケーションを行うことがある(監基報 260 の A13 項参照)。

(省 略)

《見積りの不確実性の程度が高い会計上の見積りを含む、経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断》 (第8項(2)参照)

A23. 監査人は、会計方針、会計上の見積り及び財務諸表における表示及び注記事項を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものに関する監査人の見解について、監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている(監基報 260 第 14 項(1)参照)。多くの場合、これらの事項は重要な会計上の見積り及び関連する注記事項に関係し、監査人が特に注意を払った事項となる可能性が高く、また、特別な検討を必要とするリスクとしても識別されることがある。

(省 略)

《当年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響》 (第8項(3)参照)

A25. 財務諸表又は監査に重要な影響を与える事象又は取引は、監査人が特に注意を払った領域に該当することがある。例えば、関連当事者との重要な取引又は企業の通常の取引過程から外れた重要な取引若しくは通例でないと思われる重要な取引が財務諸表に与えている影響の程度について、経営者及び監査役等と監査の様々な段階において広範な協議を行うことがある(監基報 260 第 14 項(1)、(3)、(4)、A18 項及び付録 2 参照)。また、これらの取引は特別な検討を必要とするリスクとして識別されることがある。さらに、これらの取引の認識、測定、表示、又は注記事項に関して、経営者は困難又は複雑な判断を行うことがあり、監査の基本的な方針に重要な影響を与える可能性がある。

(省略)

《4. 監査役等とのコミュニケーション》 (第 16 項参照)

A60. 監査基準報告書 260 第 20 項は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを適時に行うことを求めている。監査上の主要な検討事項に関するコミュニケーションの適切な時期は、業務の状況により様々である。しかしながら、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、通常、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケ

ーションを行う。また、これらの監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項については、監 査の過程で新たに追加したものを含め、監査上の発見事項を報告する際に更にコミュニケーション を行うこととなる。これらにより、財務諸表の発行に向けた最終段階における、監査上の主要な検 計事項についての議論がより円滑になる。

(省 略)

《IV 適用》

(省 略)

以 上

- ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 一 倫理規則(2022年7月25日変更)

(修正箇所: A55 項)

- 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年7月 21 日改正)

(上記以外の修正箇所)

- ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023 年 1 月 12 日改正)
- ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(2024 年 9 月 26 日改正)
- 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正)

ーションを行う。また、これらの監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項については、監 査の過程で新たに追加したものを含め、監査上の発見事項を報告する際に更にコミュニケーション を行うこととなる。これらにより、財務諸表の発行に向けた最終段階における、監査上の主要な検 計事項についての議論がより円滑になる。

(省 略)

《IV 適用》

(省 略)

以 上

- ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 一 倫理規則(2022年7月25日変更)

(修正箇所: A55項)

- 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21 日改正)

(上記以外の修正箇所)

- ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
- 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)

以